

令和5年度 子育て世帯生活支援特別給付金 (児童1人あたり一律5万円)のご案内

子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)と、その他低所得の子育て世帯(住民税均等割が非課税の子育て世帯等)を支援する給付金です。

■ 給付金の支給額

児童1人あたり
一律5万円

■ 給付金の支給時期

5月末以降、順次支給します。

※ 申請が不要な人は、個別に振込日をご案内します。

※ 申請が必要な人は、必要書類を受領した日から1ヵ月程度で振り込みます。(書類に不備などがある場合や、審査が必要な場合は、さらに時間を要します。)

■ 支給対象と申請の有無

支給対象者 ※ひとり親世帯分・その他世帯分のいずれか一方を受給することができます。

ひとり親世帯

ひとり親以外の子育て世帯
(その他世帯)

令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母等

①令和5年3月分及び4月分の児童扶養手当受給者

②公的年金等を受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人
又は
③令和5年1月以降の収入が減少し「児童扶養手当受給者」と同水準となっている人(家計急変者)

申請不要
5月末支給

④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の受給者

申請不要
5月末支給

⑤令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母等(令和6年4月1日までに生まれた新生児を含む。)で、かつ、令和5年1月以降の収入が減少し「住民税均等割非課税相当」の収入となった人(家計急変者)

②③⑤は申請が必要です

※ 準備が整いましたら市のホームページ等でお知らせします。
申請受付開始(予定): 令和6年6月下旬以降
担当課: 〒690-8540 松江市末次町86 松江市役所子育て給付課 ⑪番窓口

松江市 子育て給付課 子育て世帯生活支援特別給付金 専用コールセンター(9月末まで)

☎ 0852-55-5836 (土日祝日除く 8:30~17:15)

※市ホームページもご覧ください(「松江市 子育て 給付金」で検索)



(ひとり親世帯)



(その他世帯)